

水田作物におけるカドミウム濃度低減技術の実証・普及

現状と課題

- 客土及び湛水管理を推進し、近年、食品衛生法に基づくカドミウム基準値(0.4 ppm)を超えるコメは低く抑えられている状況。
- 国際機関においてコメ中のヒ素の基準値が設定。
- ヒ素対策も考慮したカドミウム対策の実施が求められている。
- 一方、厚生労働省は、大豆・麦・サトイモ等の野菜についてもカドミウム濃度低減の取組を求めているが、客土以外に有効なカドミウム濃度低減技術は未確立。
- 客土は施工単価が約500万円/10aと高額である上、良質な客土材の確保が困難な状況。

対応の方向性

コメ

ヒ素対策を考慮したカドミウム濃度低減対策として「カドミウム低吸収性イネ品種」の実用化に向けた取組を推進

大豆・麦・野菜等

客土に比べ安価に水田土壌中のカドミウム濃度の低減が可能な「植物浄化技術」の実用化に向けた取組を推進

具体的な対応

- (1) 実証試験の実施による実践的なカドミウム濃度低減技術マニュアルの作成を支援
- (2) 技術マニュアルをもとにした地域への技術導入の取組(展示ほの設置等)を支援

水田作物におけるカドミウム濃度低減技術の普及

○ 東日本大震災農業生産対策交付金（農業環境対策課分）
【復旧・復興対策2，935（3，312）百万円の内数（復興庁計上）】

対策のポイント

東日本大震災により被害を受けた農地の生産力・販売力を回復するため、放射性物質の吸収抑制対策、土壌改良資材の施用等による土づくり及び農家が自家消費する腐葉土や土壌改良資材の利用再開の取組等を支援します。

＜背景/課題＞

- ・東日本大震災や原子力発電所の事故に伴い、以下の取組が必要です。
- ・放射性物質に汚染された農地について、放射性物質の吸収抑制対策等の取組の推進を図る必要があります。
- ・津波の影響により地力の低下した農地が多数発生しており、復旧・復興に向けた取組が急務となっています。
- ・落ち葉等の利用自粛を余儀なくされている地域において、農業者が自ら利用する有機質資材の利用再開に対する支援が必要です。

政策目標

被災地域における農業生産の復興を目指す（営農活動等が被災 前に比べ概ね同程度以上に復旧すること）

＜主な内容＞

○ 被災地における生産力・販売力の回復に向けた支援（復旧・復興対策）

津波等の影響で生産力が低下した農地等において、特に問題となっている事柄に対して集中的に対策を講じることにより、効率的な生産力の回復を支援します。また、被災により生産の休止を余儀なくされた地域や販売力の低下した地域において、消費者からの信頼回復や産地ブランドの再興に向けた取組を支援します。

（1）放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用等の取組を支援します。

（2）津波による被災地農地の地力回復対策

東日本大震災の発生に伴う津波により塩害を受け、除塩を行った農地の生産性回復のため、土壌改良資材等の施用等の取組を支援します。

（3）落ち葉等有機質資材利用再開支援

原子力発電所の事故に伴い、農業者が自家消費を自粛している落ち葉・腐葉土等の有機質資材について、安全に利用再開する取組を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の定額）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、地域協議会等

【お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-3502-5956）】

○ 東日本大震災農業生産対策交付金

平成29年度予算概算決定額 2, 935 百万円

東日本大震災からの農業生産の復興に向け、被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援

<支援内容>

【被災地における生産力の回復】

津波等の影響で生産力が低下した地域において、特に問題となっている事柄に対して集中的に対策を講じることで効率的に生産力を回復

推進事業（補助率）

- リース方式による農業機械等の導入（1/2以内）
- 生産資材の共同調達（1/2以内）
- 農地生産性回復に向けた取組（定額）
- 自給飼料生産・調製再編支援（1/2以内）

整備事業（補助率1/2以内）

- 生産関連施設整備
- 鳥獣被害防止施設整備
- 自給飼料生産・調製再編支援

【農畜産物の販売力の回復】

農業生産等を休止したことにより途切れた川下とのパイプの再構築、消費者からの信頼回復、産地ブランドの再興により販売力を回復

推進事業（補助率）

- 放射性物質の吸収抑制対策（定額）
- 落ち葉等有機質資材利用再開支援（定額）
- 家畜改良体制再構築支援（定額、1/2以内）
- 公共牧場再生利用推進事業（定額）
- 放射性物質による健康不安の解消対策（定額）
- 汚染牧草、牛ふん堆肥等処理の推進（定額）

整備事業（補助率1/2以内）

- 農業系副産物循環利用体制再生・確立

<事業の流れ>

国

② 集約し要望

一括配分 ③

都道府県

① 県が把握

事業採択 ④

農業者の組織する
団体 等

○ 福島県営農再開支援事業（事業期限延長）

【復旧・復興対策23, 185百万円（復興庁計上）】
※24年度補正予算で措置

対策のポイント

避難区域等において、農業者が円滑に営農活動を再開できるように、福島県に基金を設置し、営農再開を目的として行う一連の取組を農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて切れ目なく支援します。

<背景／課題>

・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、農畜産物生産の断念を余儀なくされた避難区域等の地域においては、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の管理や作付実証等への支援が必要です。
・また、避難区域等における円滑な営農再開を推進するため、避難区域等の周辺地域を含め、安全な農畜産物を安定的に生産できる体制の構築が必要です。

政策目標

福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成32年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

<主な内容>

平成24年度に福島県に基金を設置し、避難区域等における円滑な営農再開に資する以下の取組を支援しているところです。本事業では、除染が終了した農地における営農再開のための取組を支援していますが、多くの市町村において除染が遅れ、除染終了時期が3年延期されたことから、事業実施期間及び事業目標年度を3年延長し、引き続き以下の取組を支援します。

1. 避難区域等における営農再開支援

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の断念を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の安全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稲の作付再開支援及び新たな農業への転換に対して切れ目なく支援することにより、営農再開の推進を図ります。

2. 放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援します。

3. 特認事業

営農再開を目指す上で緊急に対応すべき課題に迅速に対応するため、福島県が特に必要とする対策について支援します。

〔交付率：福島県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内)
事業実施主体：福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等〕

【お問い合わせ先：生産局農業環境対策課(03-3502-5956)】

福島県営農再開支援事業

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、**営農再開に向けた環境が整っておらず**、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、**福島県に基金を造成**することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。
(事業実施期間:平成24年度～平成30年度)

福島県内

避難区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成32年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保安全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保安全管理に対する支援



○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○ 放れ畜対策

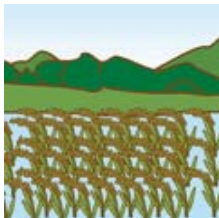
放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

○ 水稻の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

避難区域等の営農再開を後押し

※その他特認事業を措置

産地ブランド発掘事業

【新品種・新技術活用型産地育成支援事業 352(315)百万円の内数】

対策のポイント

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術の実証、生産者・実需者等のマッチング等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業の競争力を強化するため、「日本再興戦略」や「食料・農業・農村基本計画」において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされています。
- ・ このため、現在有効活用されていない品種・技術や、新たに開発された品種・技術を活用し、「強み」のある産地形成を図ることを目的に、先進的・モデル的な実証や事業者のマッチング等を支援します。

政策目標

平成26年度から平成30年度までの5年間で新たに「強み」のある農畜産物を150以上創出

<主な内容>

1. 埋もれた品種・技術等の発掘評価
現在有効活用されていない品種や技術等による産地形成を図るため、当該品種・技術についての特徴の把握や分析・評価、生産者と実需者によるマッチング活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、中間事業者

2. 環境保全型農業による農産物等のブランド化【環境保全型農業連動型】

環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品のブランド化に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：農業者の組織する団体等

3. 産地・実需者等との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

実需者ニーズに合った形態・品質等の農畜産物確保に必要な産地実証や加工適性試験等への支援をするとともに、産地のブランド化に向けた、生産者・実需者等によるコンソーシアム候補の形成への取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、中間事業者

(関連対策)

地域コンソーシアム支援事業

実需者、農業者、普及指導員等が形成するコンソーシアムが、新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用にいたる産地化の取組を総合的に支援します。

お問い合わせ先：

1及び3の事業 生産局技術普及課 (03-3593-6497)
2の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

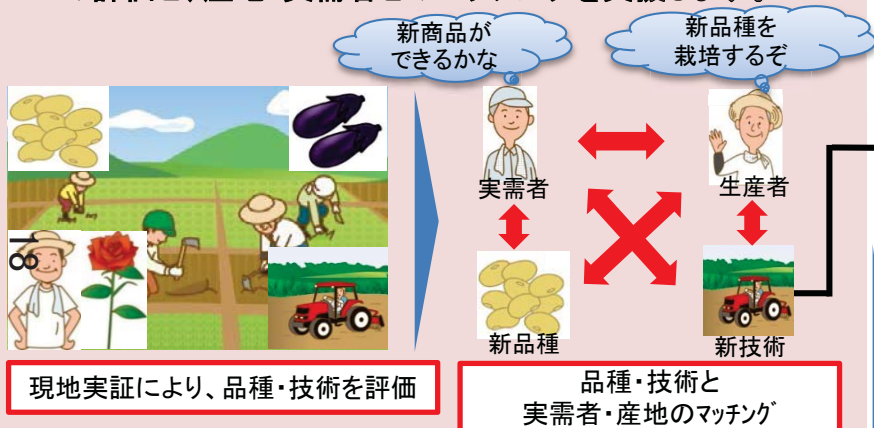
産地ブランド発掘事業

現在、有効活用されていない品種・技術や新たに開発された品種・技術を発掘し、「強み」のある産地形成を図るため、

1. 埋もれた品種・技術等の発掘評価
2. 環境保全型農業による農産物等のブランド化
3. 実需者・産地との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成の取組を支援します。

1. 埋もれた品種・技術等の発掘評価

現地実証による、埋もれた品種・技術等の特徴や有用性の評価と、産地・実需者とのマッチングを支援します。



※埋もれた品種・技術等の例

研究機関等で開発された品種 地域固有の品種・特定の農業者が持つ技術 地球温暖化に対応する品種・技術 など

2. 環境保全型農業による農産物等のブランド化

小売等実需者との連携、表示方法の検討、消費者との現地交流会等の取組を支援します。

実需者との連携 表示方法の検討 消費者との 交流会

環境保全型農業直接支払交付金の取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組 + 堆肥の施用、有機農業等

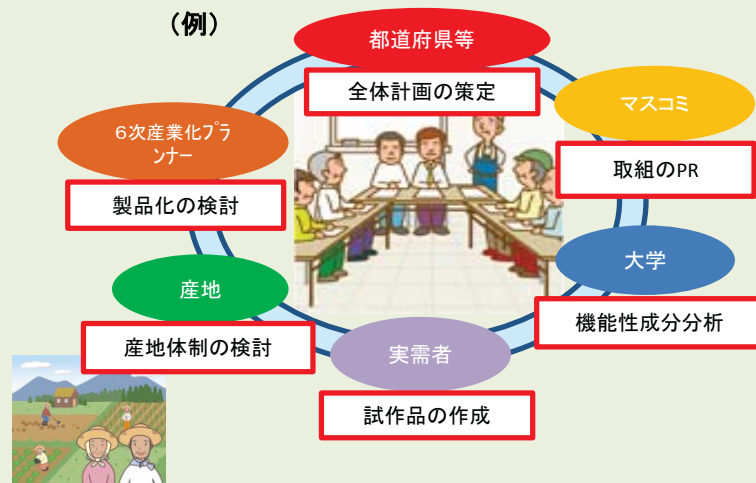
※ 本メニューの事業実施主体は、環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等に限る。

3. 実需者・産地との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

実需者と連携した産地実証と、コンソーシアム候補の形成活動を支援します。



強みのある農産物づくりに向けて、関係機関をコーディネート



ブランド産地の形成に向けたコンソーシアム活動へ